

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第2回）議事概要

日時：2018年1月10日（水）16時30分から18時40分

場所：総務省8階第1特別会議室

構成員）宍戸座長、井上構成員、上原構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、長田構成員、日諸構成員、古谷構成員、森構成員、若目田構成員

オブザーバー）一般社団法人データ流通推進協議会、山本オブザーバー、美馬オブザーバー
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会事務局

事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

□資料2-1「「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」検討の範囲について」について事務局より説明。

□資料2-2「京都観光実証の事例」（井上構成員）、資料2-3「健康分野における具体的事例について」（日諸構成員）、2-4「情報銀行のユースケースについて」（美馬オブザーバー）についてそれぞれ説明。

□資料2-5「情報信託機能を持つ機関が備えるセキュリティ基準について」について上原構成員より説明。

□資料2-6「シェアリングエコノミー・認証制度から見る情報銀行認定基準の方向性」について森構成員より説明。

□資料2-7「論点整理（案）について」について事務局より説明。

□意見交換

<検討の範囲について>

- 情報銀行の責任範囲について、データの信頼性のようなもの、データ保有事業者の信頼性なども議論が必要ではないか。
- 認定との関係では、消費者に対する安心・安全という観点からなので、情報の真偽については競争上のものであって、検討の対象外で良いのではないか。
- 総務省の説明に関して、レベル分けは想定しないとのことだが、やはり生活者が選択する場合には、選択基準についてグラデーションがあるとおもう。

<論点2：約款条項について>

- 事業者に無限の責任を負わせてもいけないが、個人が、委任した後に過剰に責任を負担させられないよう、事業者の責任の明確化、契約と責任はセットになるべき。
- 誰が責任を負うかは、情報仲介機能の仕組みを通じて各者が受ける便益との関係で見る必要があるのではないか。受ける便益の大きさ次第で、一概に誰に責任をとらせるという

ことをルール化するのではなく、その責任範囲の広さはケースバイケースになるのではないか？

●消費者からすると、私に代わって判断してもらえるから、ということ信頼しているのだから、便益をもらっているから責任を負って、というのでは、預託という前提を覆すものと思われる。

●情報銀行に無限責任を負わせると成り立たなくなるが、何かあった場合に補償ができるのか、最低でも自賠償のようなものや、保険のフォロー体制も考えるべきかもしれない。

●再移転が禁止されることがどのように担保されるのか、それが約款だけでなく何らかの仕組みとして担保される必要があるのではないか？約款の記載事項について、論点整理案でポータビリティが抜けている。消費者が困り込まれているということがあるので、消費者が引き抜くというところについても約款で記載する必要があるのではないか？

●モデル約款自体は良いと思う。ただ、普通は業界団体毎にモデル約款を作るはずだが、今回のように業界横断だと形式的になってしまうかもしれないと言う懸念。この観点からは、業界の特性についても言及する必要があるのではないか？

<論点3：情報銀行お機能・要件について（セキュリティ基準）>

●セキュリティ基準はPマークや、ISMSなど既存基準については自己申告、上乘せ基準について認定で確認するイメージ。

●上原先生ご提案については、具体的ユースケースがないとどこまで設けるべきかというもあり、現時点では参考という位置づけという理解。

<論点4：認定団体のスキームについて（認定基準のレベル感）>

●認定スキームの範囲のイメージが必要。ハイリスクハイリターンのようなものや、一定の認定基準から外れるようなものも認定対象には載せた上で、外れている部分は明示して消費者の選択にゆだねるということか。

●情報仲介機能や情報利活用事業者が、最低限、法律を犯さないとか、消費者センターの管轄するような問題を起こさないということは、社会通念上、当然遵守されるレベルのことである。投資のように、個人が便益を得るためにリスクテイクしたいと判断する場合もあるので、あまり厳しく縛り過ぎないということも必要ではないか。

●わかりやすいように、明確な基準で具体的な要求事項を決め、そこにのっってもらうのがよい。Pマークは成功事例。

●情報銀行という言葉は嫌なので、また検討いただきたいが、データの利活用につなげるのであれば、安全な仕組みが担保されているのが絶対に必要。ハイリスクなものを認定する必要は感じられない。そういった事業者があると、他も同類と見られて信頼を損なうリスクがあるのではないか。

●信託銀行は、リスクとリターンが連動している。他方、情報銀行については、システム

を低コストで回したために漏えいするといった、違う観点からのリスクが生じる点が問題。

●情報銀行はガイドラインがなくてもできる。認定を受けると安心・安全が得られるというのがメリット。情報銀行ビジネスを認定なしにやりたいというのであれば、それは消費者が選択するはず。そういった観点では、安心・安全を得られるような認定であることは必須。

●ハイリスクについて情報セキュリティに関しては頑丈であることが望ましいけれども、金銭的な価値を求める人と、きちんと自分の情報を管理していることを求める人と、人によって判断基準が異なるはず。そういった多様性についても配慮する必要があるのではないか。

●情報銀行に関しては、提供先の選定基準を個人に明示することが重要。事後的チェックも本来的には必要だがシェアリングエコノミーでは相互評価という建付けで確保されるが、情報銀行ではどのように考えられるか？

●個人情報を使う立場からは、今日の議論を聞いて、本当に使うのか、自分が経営者なら情報銀行の認定は受けないなという印象。ユースケースについては、コンサルティングと提供技術が非常に大事だと思う。

以 上